

特別支援教育計画訪問実施要項

1 目的

小・中・義務教育学校における特別支援教育推進上の課題について支援を行い、特別支援教育の充実を図る。そのため、「小・中・義務教育学校訪問」と「新設特別支援学級等訪問」（新設通級指導教室含む）を実施する。

2 「小・中・義務教育学校訪問」（「学校経営・人事管理訪問」の同行）について

（1）内容

- ①授業参観
 - ・特別支援学級、通級指導教室、障がいのある児童生徒の在籍する通常の学級の授業参観
- ②特別支援教育コーディネーターとの懇談
 - ・特別支援教育推進状況の把握、体制充実のための指導・助言
- ③諸帳簿の点検
 - ・特別支援教育にかかわる諸帳簿の作成・管理・活用状況の把握、指導・助言
- ④管理職への指導・助言

（2）対象

- ・特別支援学級または通級指導教室がある学校

（3）日程調整等

- ①訪問日
 - ・学校経営・人事管理訪問と同一日に、管内の小・中・義務教育学校を、可能な限り訪問する。
- ②その他
 - ・訪問実施、日程調整、資料等については、「学校経営・人事管理訪問要項」を参照すること。
 - ・授業参観の形態は、①全学級参観、②特別支援学級等参観、③支援を必要とする児童生徒の参観のいずれかとし、学校のニーズに応じる。（当日に、担当主事と確認する。）

3 「新設特別支援学級等訪問（新設通級指導教室を含む）」について

（1）内容

- ①授業参観（新設特別支援学級または新設通級指導教室の授業参観）
- ②新設特別支援学級の担任や新設通級指導教室の担当者と懇談
- ③特別支援教育コーディネーターとの懇談及び諸帳簿の点検
 - ・特別支援教育推進、体制整備、諸帳簿の作成・管理・活用の状況把握と指導・助言
- ④管理職への指導・助言

（2）対象

- ・新設特別支援学級がある学校
- ・新設通級指導教室がある学校
- ・初めて特別支援学級を担任、または通級指導教室を担当する教員がいる学校で、希望する場合

（3）日程調整等

- ①訪問日
 - ・教育事務所と市町教育委員会と学校が調整して、原則として、夏季休業日前までに実施する。
- ②訪問日程
 - ・日程は原則、2単位時間とし、学校の日課を考慮して検討する。
 - ※複数の学級、教室がある場合は、日程相談可とする。

（4）資料等準備する物（当日）

- ①特別支援学級
 - ☐指導案（略案可）
 - ☐個別の指導計画（作成中のもので可）
 - ②通級指導教室
 - ☐指導案（略案可）
 - ☐個別の教育支援計画（作成中のもので可）
 - ③特別支援教育コーディネーター
 - ☐特別支援教育全体計画
 - ☐個別の教育支援計画（作成中のもので可）
- | | |
|--|--|
| ☐ 個別の教育支援計画（作成中のもので可） | ☐ 個別の指導計画（作成中のもので可） |
| ☐ 個別の指導計画（作成中のもので可） | ☐ 通級による指導実施計画（様式3） |
| ☐ 個別の指導計画（作成中のもので可） | ☐ 個別の指導計画（作成中のもので可） |
- ※「資料等準備する物」は、新設の特別支援学級・通級指導教室分について準備すること。特別支援教育コーディネーターは、懇談で使用する個別の教育支援計画、個別の指導計画を準備すること。